

29年度 公文書開示状況（4月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	H29. 3. 28	H29. 4. 5	知事が局長の公用アドレス宛に送ったメール（平成28年8月2日から平成29年3月27日まで。生活文化局分）					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	生活文化局総務部総務課
2	H29. 3. 27	H29. 4. 10	社団法人〇〇の移行認定申請書（平成25年〇月〇日東京都公益認定等審議会諮問資料）ただし、会務報告書、見積書及び修繕計画を除く。	97		1					1	1							（7条2号）役職、常勤、非常勤の別及び役員等の氏名並びに申請業務担当の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる、申請業務担当の電子メールアドレスは、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある情報であるため （7条3号）財産目録の科目欄に記載されている法人名は、当該法人の内部管理に属する事項に関する情報であり、開示することにより当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	H29. 4. 5	H29. 4. 12	一般社団法人〇〇 決算報告書（平成25年度から平成27年度まで）	17	1														—	生活文化局都民生活部管理法人課
4	H29. 3. 30	H29. 4. 13	平成27年度第10回（2月分）インターネット広告表示監視事案処理票 平成28年度第7回（11月分）インターネット広告表示監視事案処理票 ・景品表示法事案処理票			1					1	1					1		（7条2号）非常勤職員名、事業者側の対応者欄及び回答欄の役職及び氏名、消費生活調査員番号、申告者・相談者の氏名欄については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため （7条3号）商品・サービス名、事業者名、事業者の電話・FAX、指摘表示欄及び表示内容については、公にすることにより事業者が特定され、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条6号）商品・サービス名、事業者名、事業者の電話・FAX、指摘表示欄及び表示内容については、表示適正化に係る指導が事業者に自主的な表示の改善を促すもので、公表されることを前提としていないことから、これらを公にすることにより、今後協力が得られなくなるなど指導事務に支障をきたす恐れがあるため	生活文化局消費生活部取引指導課
5	H29. 4. 5	H29. 4. 19	(1) 2017年3月24日開催の情報公開・個人情報保護審議会の内容を録音したもの (2) 2016年9月1日～2017年4月4日までの間に情報公開について情報公開・個人情報保護審議会の会議以外で「有識者」から意見を聞いた日、方法、内容のわかるものと提示した資料					1											(1) について、録音したものを作成及び取得していないため、存在しない (2) について、情報公開に関し、情報公開・個人情報保護審議会の会議以外で有識者から意見を聞いていないため、存在しない	生活文化局広報広聴部情報公開課
6	H29. 4. 7	H29. 4. 20	特定非営利活動法人〇〇の平成18年度から平成24年度までの事業報告書類一式	58		1					1	1	1						（7条2号）監事及び社員の氏名及び住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条3号）金融機関名、支店名及び口座種別、借入先個人名及び法人との関係並びに寄付金収入相手先の個人名及び団体名については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることで、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため （7条4号）印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
7	H29. 4. 11	H29. 4. 20	職務に関する働きかけについての対応記録票（平成29年1月対応分及び平成29年2月対応分）	2	1														—	生活文化局総務部総務課
8	H29. 4. 12	H29. 4. 20	職務に関する働きかけについての対応記録票（平成29年2月対応分）	1	1														—	生活文化局総務部総務課
9	H29. 4. 17	H29. 4. 20	特定非営利活動法人〇〇に対する改善命令書	2	1														—	生活文化局都民生活部管理法人課
10	H29. 4. 7	H29. 4. 21	〇〇学校調査報告書の概要及び調査報告書（平成25年11月）	35	1														—	生活文化局私学部私学行政課
11	H29. 4. 7	H29. 4. 21	群馬県議会議員団（日本会議・北朝鮮拉致議連「県外研修」）対応記録	2		1											1		（7条6号）群馬県の状況の項目は、開示を前提とした記載が困難な、他の行政機関の事務に関する不確かな情報や検討内容に関するものであり、開示により、都への信頼が失われ、都以外の機関からの情報提供や率直な意見交換の場が失われるおそれがあり、私学行政業務の適正な遂行に支障が生じるため	生活文化局私学部私学行政課
12	H29. 4. 7	H29. 4. 21	群馬県議が来庁するにあたっての依頼文及び受入の決裁文書並びに群馬県議とのやりとりを記録した職員メモ					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	生活文化局私学部私学行政課

29年度 公文書開示状況（4月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
13	H29. 4. 8	H29. 4. 21	宗教法人〇〇の収支計算書及び事業に関する書類（平成27年度）	4		1															(7条2号) 事業に関する書類の責任者氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 次の項目は、宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (収支計算書) 収入の部並びに支出の部の中科目並びに増加の部及び減少の部の該当大科目及び中科目の名称並びに金額 (事業に関する書類) 事業所の所在地、事業の内容、法令等による許認可等、従業員数、前年度の収支決算額の金額及び収益の使途 (7条4号) 印影は、偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼす恐れがあると認められるため (7条6号) 次の項目は、宗教法人の事務運営に関する情報であり、公にすることにより宗教法人法に基づく申請、届出等について、法人の協力が得られなくなり、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (収支計算書) 収入の部並びに支出の部の中科目並びに増加の部及び減少の部の該当大科目及び中科目の名称並びに金額 (事業に関する書類) 事業所の所在地、事業の内容、法令等による許認可等、従業員数、前年度の収支決算額の金額及び収益の使途	生活文化局都民生活部管理法人課
14	H29. 4. 20	H29. 4. 25	一般財団法人〇〇貸借対照表（平成25年度から平成27年度まで）、損益計算書（平成25年度及び平成27年度）及び正味財産増減計算書（平成26年度）	10	1																---	生活文化局都民生活部管理法人課
15	H29. 4. 14	H29. 4. 26	宗教法人〇〇の規則 現在の規則およびその変更前のもの	11		1						1									(7条2号) 責任役員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影は、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
16	H29. 4. 14	H29. 4. 27	東京都庭園美術館（28）エレベーター棟増築工事 東京都庭園美術館（28）レストラン新築工事	106	1																---	生活文化局総務部総務課
17	H29. 4. 26	H29. 4. 27	特定非営利活動法人〇〇の設立総会議事録	1		1						1									(7条2号) 出席者、議長、議事録署名人及び設立代表者（申請者）の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影は、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
18	H29. 3. 31	H29. 4. 28	学校法人〇〇 要請概要（平成22年1月22日要請分、平成22年4月2日要請分、平成22年4月22日要請分及び平成22年5月14日要請分）	8		1						1									(7条2号) 相手方の職名及び氏名、都職員以外の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局私学部私学行政課
19	H29. 3. 31	H29. 4. 28	2008年から2010年における都での学校法人〇〇に関する検討文書並びにそれに関連する文書（ただし、学校法人〇〇・□□及び△△から提出されたものを除く。）																		当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	生活文化局私学部私学行政課
20	H29. 4. 14	H29. 4. 28	〇〇高校外7校の学則	134	1																---	生活文化局私学部私学行政課
21	H29. 4. 14	H29. 4. 28	私立通信制高校の認可に関する行政上の扱い・留意事項について説明・解説している文書、これに関しての私学審議会の議事録																		当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	生活文化局私学部私学行政課